

長野県公立高等学校入学者選抜に関する報告書

平成30年3月15日

長野県高等学校入学者選抜制度等検討委員会

目次

はじめに

1	現行の公立高等学校入学者選抜制度と通学区制	
(1)	入学者選抜制度と通学区制の変遷	・・・ 1
(2)	前期選抜導入前と導入後の入学者選抜制度の比較	・・・ 2
2	現行の公立高等学校入学者選抜制度と通学区制の課題	
(1)	入学者選抜の理念について	・・・ 3
(2)	選抜の実施時期・実施期間について	・・・ 3
(3)	選抜方法について	・・・ 3
(4)	前期選抜を実施しない学校があることについて	・・・ 4
(5)	通学区制について	・・・ 5
(6)	その他	・・・ 5
3	今後の公立高等学校入学者選抜制度の在り方	
(1)	入学者選抜制度の基本的な考え方	・・・ 6
(2)	入学者選抜の種類とその内容	・・・ 6
(3)	『一般選抜』における「学力検査」以外の検査（「面接等」）	・・・ 7
(4)	『特色化選抜』における「学校独自の特色ある検査」	・・・ 7
(5)	入学者選抜の実施時期・実施期間	・・・ 7
(6)	「学力検査」の内容	・・・ 7
(7)	選抜業務	・・・ 8
(8)	通学区制	・・・ 8
(9)	インフルエンザ罹患者等に対する追検査等の実施	・・・ 8
4	新たな高等学校入学者選抜制度の導入時期	・・・ 9
＜付録資料＞		
資料1	長野県高等学校入学者選抜制度等検討委員会設置要綱	・・・ 10
資料2	長野県高等学校入学者選抜制度等検討委員会委員名簿	・・・ 11
資料3	長野県高等学校入学者選抜制度等検討委員会開催状況	・・・ 12
資料4	「学びの改革 基本構想」について（抜粋）	・・・ 13

はじめに

少子化に伴う人口の減少や高齢化、地方の過疎化、またグローバル化や情報化の進展、産業構造の変化等、社会の急速な変化に直面している現代において、高校生に求められる資質・能力は大きく変化している。中央教育審議会答申及び小学校・中学校学習指導要領(平成 29 年告示)にも示されているように、これからの時代を生きる若者たちには、予測困難な未来社会をたくましく生きることのできる資質・能力を身につけることが大きな課題となっている。

こうした状況を受け、長野県教育委員会では、平成 29 年 3 月に「学びの改革 基本構想」を策定した。この基本構想では、将来を担う若者一人ひとりがこれからの社会の中で生き抜いていくために必要となる力を身に付け、社会的に有為な存在として自立するための準備期間である高等学校教育の充実にとって、入学者選抜制度等の検討は重要な課題であると位置づけられている。

上の課題を踏まえ、県教育委員会は、中学校までに身に付けた資質・能力が正しく評価され、高校においてもそれがさらに向上し、次のステップにつながるような入学者選抜制度の在り方について検討する必要があるとして、高等学校入学者選抜制度等検討委員会を立ち上げている。そして、平成 29 年 6 月 6 日(火)に開催された第 1 回検討委員会において、現行の「入学者選抜制度」及び「通学区制」の検証と今後の方向性について検討することが依頼された。

本検討委員会は、県教育委員会より依頼された検討事項に関する検討結果をまとめ、ここに報告するものである。

本報告書の内容を踏まえ、また、教育改革に係る国の動向も見つつ、県教育委員会事務局で丁寧検討した上で、新たな入学者選抜制度を構築することを期待する。

平成 30 年(2018 年) 3 月 1 5 日

長野県高等学校入学者選抜制度等検討委員会
委員長 藤 森 裕 治

1 現行の公立高等学校入学者選抜制度と通学区制

(1) 入学者選抜制度と通学区制の変遷

- 昭和 49 年 普通科において 12 通学区制導入（専門学科は従前どおり 4 通学区制）
- 昭和 57 年 職業科に推薦入試導入
- 昭和 59 年 受験の複数機会、推薦入学の積極的実施、面接の利用（文部省通知）
- 平成 3 年 各校の特色に応じて選抜方法の多様化・選抜尺度の多元化の推進（中教審答申）
- 平成 5 年 選抜方法の多様化・選抜尺度の多元化、業者テストの依存是正（文部省通知）
- 平成 7 年 パーセント条項導入
- ・全日制普通科において隣接通学区から募集定員の 10%以内の入学を認める
- 平成 8 年 「長野県公立高等学校入学者選抜方法検討会議」の報告
- ・傾斜配点、普通科の推薦入学、面接、受験機会の複数化、特色学科の第 2 志望等
- 平成 10 年 全日制普通科において学校の判断で推薦入試導入
- 平成 13 年 「長野県立高等学校通学区検討委員会」の報告
- ・普通科の通学区は、地域ごとの教育条件の均衡を図るため 4 通学区制が望ましい
 - ・過度の受験競争を避けるためにも、多様な個性を評価できるような様々な入学者選抜の方法を工夫し、推進すること
- 平成 15 年 隣接通学区からの入学枠を 20%以内とする（4 通学区制移行への経過措置）
- 平成 16 年 前期選抜導入、普通科において 4 通学区制の導入
- 平成 18 年 全日制の全校で前期選抜実施
- 平成 23 年 前期選抜の実施を各学校の判断に委ねる
- ・全日制普通科 28 校が取り止め

(2) 前期選抜導入前と導入後の入学者選抜制度の比較

ア 平成 15 年度まで

推薦入学者選抜	一般選抜
<p>【実施校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通科の一部(募集定員の 30%程度) ・全ての専門学科(同 40%程度) ・特色学科(同 90%程度) ・総合学科(同 50%程度) <p>【選抜の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推薦書、調査書、面接など 	<p>【実施校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校 <p>【選抜の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査書、5教科の学力検査、(各学校で定める面接や実技検査) ・専門学科と普通科の間の第2志望可能(専門学科内の他科との第2志望可能)

イ 平成 16 年度から 22 年度まで

前期選抜 (自己推薦型選抜)	後期選抜 (一般選抜)
<p>【実施校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての普通科 ・専門学科 ・総合学科(募集定員の 50%以内) ・特色学科(同 90%以内) <p>【選抜の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査書、面接及び各学校で定める作文又は小論文、実技検査 ・各学校の募集の観点に応じて誰でも志願可能 	<p>【実施校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校 <p>【選抜の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査書と 5教科の学力検査(各学校で定める面接、志願理由書、作文、小論文、実技検査) ・専門学科及び特色学科において傾斜配点可能 ・特色学科と普通科の間の第2志望可能

ウ 平成 23 年度から

前期選抜 (自己推薦型選抜)	後期選抜 (一般選抜)
<p>【実施校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校の判断に委ねる <p>◎その他については変更点なし</p>	◎変更点なし

2 現行の公立高等学校入学者選抜制度と通学区制の課題

(1) 入学者選抜の理念について

- 「学力の三要素」を適切に評価する入学者選抜制度の在り方
- 高大接続改革における高校の改革のポイントは、どうやって学力の三要素をバランスよく育てていくか、それをどのように接続の部分で評価していくか、ということ。その意味で、高校入試は学力検査と調査書の評定だけでなく、学力の三要素をしっかりと評価できるものである必要がある。
- 学力検査問題の内容については、学力の三要素のうち、知識・技能の部分と、思考力、判断力、表現力等の部分、それをバランスよく評価できる問題がよい問題と認識している。採点時間に関しては工夫できないかと思う。
- 図表とか文字とか数字のような異なる情報源を複雑に絡み合わせて、ある課題を解決していくという、情報処理能力をどのように伸ばし、それをどう入試で測るか。
- 学力保障として、選抜で学力のどの面を見ていくのか。理想的には学力の三要素をどういう側面で見えていくのか、ということになるが、入学者選抜なので全人格、全学力を見るのは限界がある。この力こそ長野県でこれからの担う人材として必要なものだからこれを見る、というその担保とするための論理をどうするかが重要。
- 家庭や地域、委員の皆様から見て、どういう制度が望ましいのか。出された課題の優先順位が今後の会議での課題。

(2) 選抜の実施時期・実施期間について

- 選抜業務が長期に渡り、中高の現場での負担感が大きい。
- 前期選抜合格者と後期選抜受検者が混在することで指導上の困難さが生じる。
- 大学入試の前期と重なり、高校の先生が選抜業務に追われ高校3年生への指導が十分でなくなる懸念があるので、選抜事務の負担への考慮が必要である。
- 前期選抜合格者は緊張感がなくなり、中学3年生の指導、学力の伸長という点に関しては困難さや課題であると中学校現場として感じている。
- 選抜業務に携わる中学校、高等学校の職場において、どう取り組んでいくか。生徒にとっては人生がかかっているが、理想ばかりでなく実現可能なものとする必要性がある。

(3) 選抜方法について

ア 前期選抜

- 合否の判定基準が曖昧である、あるいは合否判定への納得が得にくいとの声を受け、募集の観点の明確化や評価方法の具体化及び明確化を進めてきている。

- 学力検査を受検しない全体の3割強の前期選抜入学生について、その学力実態把握の問題と学力低下の懸念がある。
- 志願理由書など提出書類が多く、作成に多くの労力を要している。
- 第一志望の学校に前期で不合格になった際に、学力面の準備が整っていないと、後期選抜の志願先に大きく影響する。
- 前期選抜において学力検査をせずに生徒の個性を多面的に評価することに対して、評価の客観性や妥当性を問題にする見方もある。
- 新しい学習指導要領の中で重視されている、協働的な学びや学びに向かう意欲などが、各校の募集の観点にどのように反映されるかが重要である。
- 前期選抜入学者が学力の伸び悩みがあったり、学力面でついていくのに大変だったという話も聞いている。学力検査的なものがあればギャップを感じないのではないか。

イ 後期選抜

- 前期選抜と後期選抜については高校の先生方の忙しさが心配。新しい大学入試に対応しなければいけない上に、後期選抜の問題は良問だが現場の先生方の仕事量はとても大変。
- 点数的に厳しい生徒も高校で学びたいという意欲、願いがあるので、基礎力を確認する問題を増やすなど、様々な生徒の願いが実現する制度を考える必要がある。

(4) 前期選抜を実施しない学校があることについて

- 受検のチャンスが減り、不合格を恐れ自由な志願がしにくくなる。
- 安全志向や早い段階で進学先を決めたいという心理により、前期選抜を実施する公立高校や私立高校、県外高校に進学する者あるいは私立高校との併願者が増加した。
- 私立高校への進学率上昇は、前期選抜実施校が減ったことにより生徒の安全志向の受け皿として私立に流れているのではないか。
- 倍率の高い28校の普通科が前期選抜を廃止したことが大きなターニングポイントである。現場の負担は減ったが、公立の受検チャンスが1回だけになり、私立との併願が増えたり、他県に出たりということにつながっている。
- 前期選抜導入の意味は、受検機会の複数化と様々な尺度で中学生の持っているものを測ることができるということだったが、様々な選び取る機会を与えるという観点からすると、28校の普通科では前期選抜を辞めたことにより、その両方が失われた。
- 前期選抜を受検する生徒は早く決めたいという深層心理はあるかもしれないが、中学校側としては、本当に行きたいところを考えることを大事にして進路指導をしている。

(5) 通学区制について

- 通学区制の廃止については、メリットとデメリットがある。メリットとして受検機会の公平性の担保、デメリットとして交通の便の差で志願者数がかかり減る学校と増える学校がでてくるという懸念がある。しかし、ある種の方向性は出す必要がある。
- 旧 12 通学区から 4 通学区になったことにより、様々な選択のできる力のある生徒にとっては選択肢が広がったが、広域になったことで、よりハードルが上がる生徒がいる側面があるという課題を感じている。
- 受検機会の均等性をどう図っていくのか。学区制と関わってくるが、一元化するのか、現状のものを規制緩和するか、弊害が多いので、ある程度の縛りを設けるのか。

(6) その他

- 志望校判断の基準は、進路希望の実現が基本であるはずだが、通いやすさとか、いち早く合格し安心したい、ということが感じられる。
- 応用的・活用的な問題が増えることにより、基礎のみ学習する子ども、応用まで学習する子ども、というように小学校・中学校・高等学校の子どもたちと先生たちの学力に対する考え方が分かれていかないことが重要である。
- 論述問題を入試に導入する話があるが、単純にそのためだけに勉強するというのではなく、小学校時代から文章を書くとか表現することが本当に大事だという考えを小学校や中学校の先生が持つ必要がある。
- 私立高校入学者が募集定員を上回っている通学区がある。これは、公立私立を併願して公立高校に入れなかった生徒の多くが私立高校に入学する傾向があるのだと思う。

3 今後の公立高等学校入学者選抜制度の在り方

(1) 入学者選抜制度の基本的な考え方

- ア 受検者にとって公平かつ適正なものとし、引き続き高等学校においても「新たな社会を創造する力」の育成につながる制度とする。
- イ 中学校までに身につけた、学力を含めた多様な資質・能力を適切に評価することができる制度とする。
- ウ 学力については、その三要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」を適切に評価する。
- エ 各高等学校の特色に応じた入学者選抜を行う。
- オ 各高等学校では、受検者が進学先を選ぶ際に自分の学びを見つけられるような「3つの方針」（「生徒育成方針」「教育課程編成・実施方針」「生徒受入れ方針」）を、県の策定指針に従い作成する。
- カ 現行の前期選抜と後期選抜が一定の評価を得ていることを考慮し、その課題を改善する制度とする。
- キ 運用面にも配慮し合理性のある制度とする。

(2) 入学者選抜の種類とその内容

- ア 学力を含めた多様な資質・能力を適切に評価するためには、複数の尺度の検査が必要である。
- イ 学力の三要素のうち、主として「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力等」を適切に評価するために、「学力検査」（ペーパーテスト）を全受検者に課す必要がある。
- ウ 学力の三要素のうち、主として「主体的に学習に取り組む態度」と「思考力・判断力・表現力等」を適切に評価するために、「学力検査」以外の検査（「面接等」）が必要である。
- エ 「学力検査」と「学力検査」以外の検査（「面接等」）を合わせたものを「一般選抜」（仮称）とする。
- オ 「学力検査」と「学校独自の特色ある検査」を合わせたものを「特色化選抜」（仮称）とする。
- カ 「一般選抜」は全ての学校で実施し、「特色化選抜」は受検機会の複数化の観点から、多くの学校で実施することが望ましい。
- キ 「一般選抜」と「特色化選抜」の募集の割合については、県の指針に従い、各学校がそれぞれの特色に応じて決定する。

(3) 「一般選抜」における「学力検査」以外の検査（「面接等」）

- ア 「面接等」の例としては、いわゆる「個人面接」「集団面接」等の他に、「作文」「エントリーシート」「様式や記載内容を変更した調査書」の活用などが考えられる。

- イ 面接については、その実効性や業務量を鑑み、適切な評価となるよう工夫することが必要である。
 - ウ 検査内容及び方法については、県の指針に従い、各学校が検査の趣旨を踏まえて選択するものとする。
- (4) 「特色化選抜」における「学校独自の特色ある検査」
- ア 検査の例としては、「個人面接」「プレゼンテーション」「グループ討議」「実技」「小論文」「学校独自問題」などが考えられる。
 - イ 実施内容については、県の指針に従い、各学校がそれぞれの特色に応じて決定する。
- (5) 入学者選抜の実施時期・実施期間
- ア 中学校において、現行制度では、前期選抜の合格者・不合格者、後期選抜のみの受検者が混在し、指導の上での難しさがあるという課題があるので、その課題を解決する制度とする必要がある。
 - イ アの課題を解決するために、「一般選抜」と「特色化選抜」の実施にあたっては、受検機会の複数化に配慮した上で、可能な範囲で近い日程で実施することが望ましい。
- (6) 「学力検査」の内容
- ア 「学力検査」問題は、今後も基本的な「知識・技能」を確認する問題から、与えられた説明文などを読み取り、それに対する自分の考えを論述するような「思考力・判断力・表現力等」をみる問題まで、幅広くバランスよいものとするのが望ましい。
 - イ 選抜業務軽減の観点から、例えばマークシートの導入を検討する必要がある。
 - ウ 小・中学校の英語教育の高等学校への継続性の観点から、何らかの形で「英語」の4技能のうち、「話す力」も評価できる制度とすることが望ましい。
- (7) 選抜業務
- 選抜業務をより合理化できるところは改善し、負担を軽減することが適当である。
- (8) 通学区制
- ア 受検機会の公平性と選択の権利を受検者に保障するという観点から、第1通学区と第3通学区間の志願についても隣接する通学区と同じ扱いとすることが望ましい。
 - イ 隣接県から通学可能な生徒の受け入れについて検討する必要がある。
- (9) インフルエンザ罹患者等に対する追検査等の実施
- 受検者の公平性の観点から、追検査の実施方法については文部科学省の方針を踏まえ、慎重に対応する必要がある。

4 新たな高等学校入学者選抜制度の導入時期

新たな入学者選抜制度の導入にあたっては、中学生や小学生及びその保護者等に対して十分な周知期間が必要であり、高等学校においては新たな入学者選抜を実施するための準備に相応の期間が必要である。このことを踏まえ導入時期を決定することが望ましい。

付録資料

資料 1 長野県高等学校入学者選抜制度等検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1 「学びの改革 基本構想」の理念を踏まえ、望ましい入学者選抜制度のあり方について検討するために、長野県高等学校入学者選抜制度等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討内容)

第2 現行の入学者選抜制度の検証と今後の方向性
2 現行の通学区制の検証と今後の方向性

(構成)

第3 委員会は、12名の委員で組織する。
2 委員は、長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

(委員長等)

第5 委員会に委員長を置き、委員が互選する。
2 委員長は、会務を総理する。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。
2 委員長は、会議の議長となり、会議の議事を主宰する。
3 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門調査員)

第7 専門の事項を調査するため、必要があるときは、委員会に専門調査員を置くことができる。
2 専門調査員は、教育委員会が任命する。
3 専門調査員の任期は、当該専門の事項に関する調査を終了したときまでとする。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、教育委員会事務局高校教育課が担当する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

資料2 長野県高等学校入学者選抜制度等検討委員会委員名簿

(敬称略)

職名	氏名	所属・役職等	分野
委員長	ふじもり 藤森 ゆうじ 裕治	信州大学学術研究院教育学系 教授	学識経験者
委員長 職務代理者	しみず 清水 よしのり 美憲	筑波大学大学院人間総合科学研究科 教授	
委員	よしはら 芳原 けいこ 慶子	長野市立通明小学校長	教育関係
〃	あかはね 赤羽 ふみえ 文恵	長野市立信州新町中学校長	
〃	うちぼり 内堀 しげとし 繁利	長野県上田高等学校長	
〃	こばやし 小林 まさひこ 雅彦	須坂市教育委員会 教育長	
〃	きのした 木下 りえこ 理重子	長野県教職員組合 女性部長	職員団体
〃	よしだ 吉田 ゆみこ 由美子	長野県高等学校教職員組合 副執行委員長	
〃	くろいわ 黒岩 ひろこ 裕子	長野県PTA連合会 副会長 (高山村立高山小学校 PTA会員)	保護者 その他
〃	ときだ 常田 しんじ 新司	長野県高等学校PTA連合会 会長 (飯山高等学校 PTA会長)	
〃	くぜ 久世 りょうた 良太	株式会社サンクゼール 代表取締役専務 (北部高等学校 学校評議員)	
〃	どい 土井 えつよ 悦代	関塾信越地区本部 代表 (屋代高等学校 学校評議員)	

計 12 名

資料3 長野県高等学校入学者選抜制度等検討委員会開催状況

第1回 平成29年 6月 6日(火) 9:00~11:00

「現行制度の実施状況とその課題について」

- ①「学びの改革 基本構想」の理念と入学者選抜制度に係る内容
- ②現行制度の概要(入学者選抜制度と通学区制)
- ③長野県における選抜制度の変遷
- ④今後の検討スケジュールと検討内容

第2回 平成29年 7月27日(木) 9:30~11:30

「現行制度の実施状況を踏まえた課題解決の方向性について」

- ①高大接続改革や学習指導要領の改訂の概要
- ②現行制度の評価と課題の再検討
- ③他県での選抜制度の改革状況
- ④長野県における入学者選抜制度と通学区制の今後の方向性

第3回 平成29年 9月 7日(木) 15:00~17:00

「課題解決の方向性に基づく改善方法等に関する具体策について」

- ①長野県における入学者選抜制度と通学制の今後の方向性
- ②課題解決のための具体策の検討
- ③必要に応じてモデル案の提示

第4回 平成29年10月16日(月) 13:00~15:00

「課題解決の方向性に基づく改善方法等に関する具体策について」

- ①長野県における入学者選抜制度と通学制の今後の方向性
- ②課題解決のための具体策の検討
- ③必要に応じてモデル案の提示

第5回 平成29年12月15日(金) 9:30~11:30

「改善方法に関する具体策の整理と報告書案の内容について」

- ①入学者選抜制度と通学区制の課題のまとめ
- ②課題解決のための具体策の検討
- ③具体策実施のスケジュール案の検討
- ④報告書案の作成

第6回 平成30年 1月24日(水) 15:00~17:00

「報告書最終案のまとめについて」

- ①報告書案の検討と最終案の作成

資料4 「学びの改革 基本構想」について（抜粋）

1 「学びの改革」の基本理念

(1) 「学びの改革」の必要性

（「学びの改革 基本構想」冊子 p.1）

〔前略〕

知識や技能を身につけて、社会に適合していくことが重視されてきたこれまでの時代とは異なり、社会の変化が大きいこれからの時代には、正解が見つげにくい中において皆で協働して納得解を得ていくような力や、自らが主体的に社会に参画して未来を創り出そうとする力等、「新たな社会を創造する力」が重要になってくる。

このような力を育むためには、知恵を絞って考え、自分の意見を表明したり、社会に問うたりする能力を身に付けていくことが必要となる。その過程において、困った時に周囲の人や組織外の人に助けを求め、協働していく姿勢も必要となる。その中で、深い知識や確かな技能を習得することの意義を見出し、それが自らを学びに向かわせる動機付けとなり、原動力になる。そして、さらなる問いと向き合い、より学びを深めていこうとする循環が形成されていく。この学びの循環の過程で、生徒は「新たな社会を創造する力」を身に付けていくことができる。

〔後略〕

2 「学びの改革」の内容

(1) 「新たな社会を創造する力」を育む「新たな教育の推進」

⑬ 入学者選抜制度の改革について

（「学びの改革 基本構想」冊子 p.13）

社会情勢の変化を踏まえて、将来を生きる高校生に求められる資質・能力が大きく変化している中、県立高等学校入学者選抜においても、その時代に応じて適切かつ最善な入学者選抜制度になっているかを常々点検し続ける必要がある。長野県では平成16年度から、それまでの12通学区制を4通学区制とし、学力検査以外の多様な個性によって学校選択ができ、各校や各学科の特色に応じた入学者選抜として前期選抜を導入した。その後、平成18年度からはすべての県立高等学校で前期選抜を実施していたが、平成23年度から前期選抜の実施の有無については各校の判断に委ねられることとなった。平成29年度においては、前期選抜を実施した学校が67校123学科、後期選抜のみ実施した学校が14校17学科である。

現在の前期選抜では、学力検査によらず多様な個性が評価でき、目的意識を持った意欲的な生徒が入学しているという肯定的な意見がある一方、学力検査が課されないことが中学生期の最後の学力伸長や基礎学力の定着を妨げているとの意見もある。

4通学区制への移行とともに前期選抜が始まって12年を経た今、時代の変化に対応した資質・能力が求められている中で、再び後期選抜を含めた入学者選抜制度を見直す必要があると考える。今後は、有識者等の意見も聞きながら※「学力の三要素」を適切に評価する入学者選抜制度の在り方について検討を行っていく。中学校段階で身に付けた「新たな社会を創造する力」が正しく評価され、ひいては高等学校においても連続的に身に付けていくための一過程としての入学者選抜になることが望まれる。結果として、小・中学校においても高等学校においても「新たな社会を創造する力」の育成という同一の目的に沿った授業改善のさらなる進行を期待したい。

※ 学校教育法第30条第2項では「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」として示されているが、平成28年8月に公表された中央教育審議会の「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」では、育成を目指す資質・能力として、「生きて働く『知識・技能』の習得」「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成」「学びを人生や社会に活かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養」と再定義されている。